

## 東京都原子爆弾被爆者介護保険利用等助成事業実施要綱

	平成13年	3月19日	12衛福特第1159号
改正	平成21年	4月1日	20福保保疾第2097号
改正	平成25年	6月25日	25福保保疾第336号
改正	平成28年	2月22日	27福保保疾第2217号
改正	平成28年	7月21日	28福保保疾第718号

### (目的)

第1条 この要綱に基づく事業（以下「助成事業」という。）は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第1条に規定する被爆者（東京都内に住所を有する者に限る。以下「被爆者」という。）であって、次に掲げるサービス等に係る費用の一部を負担するものに対して、利用者負担の軽減措置を講じることにより、被爆者及びその家庭の福祉の向上に寄与することを目的とする。

- 一 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する訪問介護、通所介護、**地域密着型通所介護**、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、認知症対応型通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護
- 二 法に規定する介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設（以下「介護老人福祉施設等」という。）への入所
- 三 法第115条の4第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（以下「第1号訪問事業」という。）又は同号ロに規定する第1号通所事業（以下「第1号通所事業」という。）
- 四 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧介護予防訪問介護」という。）又は同条第7項に規定する介護予防通所介護（以下「旧介護予防通所介護」という。）
- 五 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム（以下「養護老人ホーム等」という。）への入所

### (助成事業の種類)

第2条 助成事業は、次に掲げるものとする。

- 一 訪問介護利用助成事業
- 二 通所介護利用助成事業
- 三 短期入所生活介護利用助成事業
- 四 定期巡回・随時対応型訪問介護看護利用助成事業
- 五 小規模多機能型居宅介護利用助成事業
- 六 複合型サービス利用助成事業

七 介護老人福祉施設利用助成事業

八 養護老人ホーム利用助成事業

(訪問介護利用助成事業)

第3条 この事業の対象者は、低所得（原則としてその属する世帯の生計中心者が所得税非課税である（生活保護受給世帯を含む。）ことをいう。以下同じ。）の被爆者のうち、次の表の左欄に掲げるサービスのいずれかの利用により、それぞれ次の表の右欄に掲げる介護給付等の支給を受けている者であって、当該サービスに係る費用の一部を負担しているものとする。

訪問介護	・居宅介護サービス費（法第41条） ・特例居宅介護サービス費（法第42条）
旧介護予防訪問介護	・介護予防サービス費（法第53条） ・特例介護予防サービス費（法第54条）
第1号訪問事業（※）	第1号事業支給費（法第115条の45の3）

※ 平成27年3月31日老健局発出事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」サービス種類コード一覧に規定するサービス種類コードA1及びA2に限る。

2 前項の対象者に助成する限度額は、前項の表の右欄に掲げる介護給付等の額に90分の100を乗じて得た額（法第50条又は第60条の規定が適用される場合にあつては、当該介護給付等の額を当該規定に基づき100分の90又は100分の80を超え100分の100以下の範囲内において区市町村が定めた割合（以下「区市町村特例割合」という。）で除して得た額、法第69条第3項の規定が適用される場合にあつては、当該介護給付等の額に70分の80を乗じて得た額）から当該介護給付等の額を減じた額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、他の制度によって低所得の被爆者が負担する額が減額される場合は、その減額後の負担額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

(通所介護利用助成事業)

第4条 この事業の対象者は、被爆者のうち、次の表の左欄に掲げるサービスのいずれかの利用により、それぞれ次の表の右欄に掲げる介護給付等の支給を受けている者であって、当該サービスに係る費用の一部を負担しているものとする。

通所介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護サービス費（法第41条）</li> <li>・特例居宅介護サービス費（法第42条）</li> </ul>
地域密着型通所介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型介護サービス費（法第42条の2）</li> <li>・特例地域密着型介護サービス費（法第42条の3）</li> </ul>
認知症対応型通所介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型介護サービス費（法第42条の2）</li> <li>・特例地域密着型介護サービス費（法第42条の3）</li> </ul>
旧介護予防通所介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防サービス費（法第53条）</li> <li>・特例介護予防サービス費（法第54条）</li> </ul>
介護予防認知症対応型通所介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型介護予防サービス費（法第54条の2）</li> <li>・特例地域密着型介護予防サービス費（法第54条の3）</li> </ul>
第1号通所事業（※）	第1号事業支給費（法第115条の45の3）

※ 平成27年3月31日老健局発出事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」サービス種類コード一覧に規定するサービス種類コードA5及びA6に限る。

- 前項の対象者に助成する限度額は、前項の表の右欄に掲げる介護給付等の額に90分の100を乗じて得た額（法第49条の2又は第59条の2の規定が適用される場合にあつては、当該介護給付等の額に80分の100を乗じて得た額、法第50条又は第60条の規定が適用される場合にあつては、当該介護給付等の額を区市町村特例割合で除して得た額、法第69条第3項の規定が適用される場合にあつては、当該介護給付等の額に70分の80を乗じて得た額、法69条第4項の規定が適用される場合にあつては、当該介護給付等の額に70分の90を乗じて得た額）から当該介護給付等の額を減じた額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。
- 前項の規定にかかわらず、他の制度によって被爆者が負担する額が減額される場合は、その減額後の負担額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

（短期入所生活介護利用助成事業）

第5条 この事業の対象者は、被爆者のうち、次の表の左欄に掲げるサービスのいずれかの利用により、それぞれ次の表の右欄に掲げる介護給付等の支給を受けている者であつて、当該サービスに係る費用の一部を負担しているものとする。

短期入所生活介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護サービス費（法第41条）</li> <li>・特例居宅介護サービス費（法第42条）</li> </ul>
----------	--

介護予防短期入所 生活介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防サービス費（法第53条）</li> <li>・特定介護予防サービス費（法第54条）</li> </ul>
------------------	--

- 2 前項の対象者に助成する限度額は、前項の表の右欄に掲げる介護給付等の額に90分の100を乗じて得た額（法第49条の2又は第59条の2の規定が適用される場合にあつては、当該介護給付等の額に80分の100を乗じて得た額、法第50条又は第60条の規定が適用される場合にあつては、当該介護給付等の額を区市町村特例割合で除して得た額、法第69条第3項の規定が適用される場合にあつては、当該介護給付等の額に70分の80を乗じて得た額、法69条第4項の規定が適用される場合にあつては、当該介護給付等の額に70分の90を乗じて得た額）から当該介護給付等の額を減じた額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、他の制度によって被爆者が負担する額が減額される場合は、その減額後の負担額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護利用助成事業）

第6条 この事業の対象者は、被爆者のうち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用により、次の表の右欄に掲げる介護給付の支給を受けている者であつて、当該サービスに係る費用の一部を負担しているものとする。

定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型介護サービス費（法第42条の2）</li> <li>・特例地域密着型介護サービス費（法第42条の3）</li> </ul>
----------------------	--

- 2 前項の対象者に助成する限度額は、前項の表の右欄に掲げる介護給付の額に90分の100を乗じて得た額（法第49条の2の規定が適用される場合にあつては、当該介護給付の額に80分の100を乗じて得た額、法第50条の規定が適用される場合にあつては、当該介護給付の額を区市町村特例割合で除して得た額、法第69条第3項の規定が適用される場合にあつては、当該介護給付の額に70分の80を乗じて得た額、法69条第4項の規定が適用される場合にあつては、当該介護給付の額に70分の90を乗じて得た額）から当該介護給付の額を減じた額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、他の制度によって被爆者が負担する額が減額される場合は、その減額後の負担額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

（小規模多機能型居宅介護利用助成事業）

第7条 この事業の対象者は、被爆者のうち、小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護のサービスを受け、それぞれ次の表の右欄に掲げる介護給付等の支給を受けている者であって、当該サービスに係る費用の一部を負担しているものとする。

小規模多機能型 居宅介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型介護サービス費（法第42条の2）</li> <li>・特例地域密着型介護サービス費（法第42条の3）</li> </ul>
介護予防小規模 多機能型居宅介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型介護予防サービス費（法第54条の2）</li> <li>・特例地域密着型介護予防サービス費（法第54条の3）</li> </ul>

2 前項の対象者に助成する限度額は、前項の表の右欄に掲げる介護給付等の額に90分の100を乗じて得た額（法第49条の2又は第59条の2の規定が適用される場合にあつては、当該介護給付等の額に80分の100を乗じて得た額、法第50条又は第60条の規定が適用される場合にあつては、当該介護給付等の額を区市町村特例割合で除して得た額、法第69条第3項の規定が適用される場合にあつては当該介護給付等の額に70分の80を乗じて得た額、法69条第4項の規定が適用される場合にあつては、当該介護給付等の額に70分の90を乗じて得た額）から当該介護給付等の額を減じた額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、他の制度によって被爆者が負担する額が減額される場合は、その減額後の負担額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

（複合型サービス利用助成事業）

第8条 この事業の対象者は、被爆者のうち、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）の利用により、次の表の右欄に掲げる介護給付の支給を受けている者であって、当該サービスに係る費用の一部を負担しているものとする。

複合型サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型介護サービス費（法第42条の2）</li> <li>・特例地域密着型介護サービス費（法第42条の3）</li> </ul>
---------	--

2 前項の対象者に助成する限度額は、前項の表の右欄に掲げる介護給付の額に90分の100を乗じて得た額（法第49条の2の規定が適用される場合にあつては、当該介護給付の額に80分の100を乗じて得た額、法第50条の規定が適用される場合にあつては、当該介護給付の額を区市町村特例割合で除して得た額、法第69条第3項の規定が適用される場合にあつては、当該介護給付の額に70分の80を乗じて得た額、法69条第4項の規定が適用される場合にあつては、当該介護給付の額に70分の90を乗じて得た額）から当該介護給付の額を減じた額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、他の制度によって被爆者が負担する額が減額される場合は、その減額後の負担額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

(介護老人福祉施設利用助成事業)

第9条 この事業の対象者は、被爆者のうち、次の表の左欄に掲げる介護老人福祉施設等に入所し、それぞれ同表の右欄に掲げる介護給付の支給を受けている者であって、当該施設の入所に係る費用の一部を負担しているものとする。

介護老人福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設介護サービス費（法第48条）</li> <li>・特例施設介護サービス費（法第49条）</li> </ul>
地域密着型介護老人福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型介護サービス費（法第42条の2）</li> <li>・特例地域密着型介護サービス費（法第42条の3）</li> </ul>

- 2 前項の対象者に助成する限度額は、前項の表の右欄に掲げる介護給付の額に90分の100を乗じて得た額（法第49条の2の規定が適用される場合にあつては、当該介護給付の額に80分の100を乗じて得た額、法第50条の規定が適用される場合にあつては、当該介護給付の額を区市町村特例割合で除して得た額、法第69条第3項の規定が適用される場合にあつては、当該介護給付の額に70分の80を乗じて得た額、法69条第4項の規定が適用される場合にあつては、当該介護給付の額に70分の90を乗じて得た額）から当該介護給付の額を減じた額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、他の制度によって被爆者が負担する額が減額される場合は、その減額後の負担額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

(養護老人ホーム利用助成事業)

第10条 この事業の対象者は、被爆者のうち、養護老人ホーム等に入所し、老人福祉法第28条第1項の規定により、入所に係る費用を徴収されているものとする。

- 2 前項の対象者に助成する限度額は、当該施設の入所に係る費用として、老人福祉法第28条第1項の規定により、区市町村長から徴収されている額とし、その範囲内で助成するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、他の制度によって被爆者が負担する額が減額される場合は、その減額後の負担額を限度額とし、その範囲内で助成するものとする。

(助成金の返還)

第11条 対象者が助成事業の助成金を偽りその他不正な手段により受けた場合は、知事は当該対象者に当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項については、要領で定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 17福保保疾第957号

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 18福保保疾第1619号

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 20福保保疾第2097号

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 25福保保疾第336号

この要綱は、決定の日から施行し、平成25年4月1日から施行する。

附 則 27福保保疾第2217号

この要綱は、平成28年2月22日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 28福保保疾第718号

この要綱は、平成28年7月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。